

会社合併・分割等に伴う変更手続きについて

1 A社(消滅)を、B社(存続)が吸收合併した場合の提出書類

A社(消滅) 南陽市に入札参加資格登録あり

- ①変更届(変更内容に「資格取り下げ(B社に吸收合併)」と記入)
- ②登記簿謄本(写)(合併・解散の記載のあるもの)又は閉鎖事項証明書
※②が提出できない期間に提出する場合は、以下のいずれかを添付
 - ②-1:合併契約を承認決議した株主総会の議事録(写)
 - ②-2:合併契約書(写)

B社(存続) 南陽市に入札参加資格登録あり

- ①変更届(変更内容に「A社を吸收合併」と記入)
- ②登記簿謄本(写)(吸收合併の記載のあるもの)
※②が提出できない期間に提出する場合は、以下のいずれかを添付
 - ②-1:合併契約を承認決議した株主総会の議事録(写)
 - ②-2:合併契約書(写)
- ③合併後の定款(写)(A社の実績等を引き継ぎたい場合のみ)
- ④印鑑証明書(写) ※変更がある場合のみ
- ⑤使用印鑑届・委任状 ※変更がある場合のみ

※B社(存続)が南陽市に入札参加登録申請がない場合は、新規での登録申請書類一式に上記

②の吸收合併の記載のあるものと、③の合併後の定款を追加して申請してください。

2 A社(分割)が一部事業を分割し、B社(承継)が事業承継した場合の提出書類

A社(分割) 南陽市に入札参加資格登録あり

- ①変更届(変更内容に「吸收分割によりB社へ一部事業承継」と記入)
※分割した事業のみ登録だった場合は「資格取り下げ(吸收分割による事業承継)」と記入
- ②登記簿謄本(写)(会社分割の記載のあるもの)
※②が提出できない期間に提出する場合は、以下のいずれかを添付
 - ②-1:吸收分割契約を承認決議した株主総会の議事録(写)
 - ②-2:吸收分割契約書(写)

B社(承継) 南陽市に入札参加資格登録あり

- ①変更届(変更内容に「会社分割によるA社の一部事業承継」と記入)
- ②登記簿謄本(写)(会社分割の記載のあるもの)

※②が提出できない期間に提出する場合は、以下のいずれかを添付

- ②-1:吸収分割契約を承認決議した株主総会の議事録(写)
- ②-2:吸収分割契約書(写)

③合併後の定款(写) ※変更がある場合のみ

④印鑑証明書(写) ※変更がある場合のみ

⑤使用印鑑届・委任状 ※変更がある場合のみ

※B社(存続)が南陽市に入札参加登録申請がない場合は、新規での登録申請書類一式に上記
②の会社分割の記載のあるものと、③の合併後の定款を追加して申請してください。

3 ◇A社(消滅)とB社(消滅)が合併しC社(新会社)を新設した場合の提出書類

A社(消滅) 南陽市に入札参加資格登録あり

- ①変更届(変更内容に「資格取り下げ(B社と新設合併)」と記入)
 - ②登記簿謄本(写)(合併・解散の記載のあるもの)又は閉鎖事項証明書
- ※②が提出できない期間に提出する場合は、以下のいずれかを添付
- ②-1:合併契約を承認決議した株主総会の議事録(写)
 - ②-2:合併契約書(写)

B社(消滅) 南陽市に入札参加資格登録あり

- ①変更届(変更内容に「資格取り下げ(A社と新設合併)」と記入)
 - ②登記簿謄本(写)(合併・解散の記載のあるもの)又は閉鎖事項証明書
- ※②が提出できない期間に提出する場合は、以下のいずれかを添付
- ②-1:合併契約を承認決議した株主総会の議事録(写)
 - ②-2:合併契約書(写)

C社(新会社)

- ①新規で入札参加登録申請書類一式
- ②合併後の定款(写)

※添付する登記簿謄本にA社・B社との合併に関する記載がない場合は以下のいずれかを添付

合併契約を承認決議した株主総会の議事録(写)(A社・B社 各社分)

合併契約書(写)(A社・B社 各社分)